

令和8年5月  
警察庁

「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和8年3月13日から同年4月11日までの間、「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案」等に対する意見の募集を行った結果、3件の御意見を頂きました。

「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

## 1 定めた命令等の題名

- (1) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（令和8年国家公安委員会規則第9号）
- (2) 令和三年内閣府告示第七十九号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の一部を改正する件（令和8年内閣府告示第69号）
- (3) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和三年国家公安委員会告示第三十三号）の一部を改正する件（令和8年国家公安委員会告示第21号）
- (4) 令和三年国家公安委員会告示第三十四号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）を廃止する件（令和8年国家公安委員会告示第20号）

## 2 命令等の案を公示した日

令和8年3月13日

### 3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

本改正案に係る形式的修正についての御意見があり、頂いた御意見を踏まえつつ、意見公募手続を実施した案に所要の形式的修正を行いました。

また、警察行政のデジタル化について、

○ 対面による窓口対応を永続的に維持することを求める  
といった御意見がありました。

本改正案は、飽くまで電磁的記録による縦覧等及び作成等を可能とするものであり、従前の運用を排除するものではないところ、今後の運用についてはデジタル・ディバイドにも配慮しつつ検討してまいります。

さらに、本改正案に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 従来の本人確認手段を永続的に維持することを求めるとともに、マイナンバーカード等による複雑かつ高コストな本人確認手段の導入に反対する  
といった御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。

### 4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 3件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	3件
電子メール	0件
郵送	0件